

## 令和2年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和3年3月26日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 大小田、村田、末永、安田、溝川、東、今吉、児之原、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	主 幹 濱畑 技 師 遠矢
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地転用事業計画変更申請に関する件</li> <li>3 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農地利用変更届出に関する件</li> <li>8 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>10 農業振興地域整備計画変更（用途変更）に係る意見書に関する件</li> </ol>
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>3 鹿兒島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村委員、室屋委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
--------	--

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～ 4 ページ 1 4 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>3 ページ、番号 1 3 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員離席後）</p> <p>それでは、郡山、8 番委員をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 3 号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 1 3 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1 番委員をお願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請事由：農業廃止、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地転用事業計画変更申請に関する件</b></p> <p><b>5ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、郡山、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更後：総面積3,236.88㎡、変更前：総面積2,990.00㎡、申請事由：土地利用調整課の指導に伴い、隣接雑種地等一部と一体利用するため、権利の種別：所有権移転、許可日：令和2年9月28日、許可番号：農委第0295-6号。</p> <p>本件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、当初許可を受けた申請農地のみで駐車場を整備する計画でしたが、土地利用調整課と再度協議を行ったところ、崖地規制により、当初の計画より、北側へ後退して整備するよう指導があったため、北側に隣接する雑種地43.58㎡、宅地47.93㎡、山林155.37㎡と一体として利用することになりました。</p> <p>転用する農地の面積は、当初の申請と変更はありませんが、総面積を3,236.88㎡と計画を変更するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p>

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ～7ページ 5件	
議 長	次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：通路97.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…他人田、西…宅地、南…本人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	ご報告します。 番号2号、通路238.00㎡、東…宅地、市道、西…本人畑、南…他人畑、北…別件5条申請地、宅地、雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号3号、貸資材置場140.00㎡、貸車両置場54.00㎡、転回場等368.00㎡、東・西・南…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号4号、太陽光支柱138本0.62㎡、引込柱3本0.04㎡、東…他人畑、西…水路、南…水路、里道、北…他人畑、水路、境界…土留、雨水…自然流下。 本件ついて補足説明をさせていただきます。 申請地は郡山支所から東南へ約2.5キロに位置する農振農用地区域内農地に該当します。 申請者は、自己所有地に、営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地において、櫛の営農を行うものです。 この支柱を立てて営農を行う太陽光発電設備等についての、農地転用許可は、支柱等の部分のみ、一時転用許可になります。 詳細につきましては、支局職員から説明させます。

郡山支局	<p>ご説明いたします。(図面掲示 郡山全図)</p> <p>申請地につきましては、郡山支所から東南へ約2.5kmに位置する農振農用地区域内農地になります。</p> <p>農用地区域内農地の転用は原則できませんが、本件は、平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、農用地区域内農地であっても例外的に許可可能となる場合に該当し、支柱部分等のみの面積を3年以内の一時転用扱いとするものです。営農状況によりませんが、3年ごとに許可を得れば延長することも可能となります。</p> <p>次に、配置図で説明いたします。(図面掲示 配置図)</p> <p>この赤色の部分が、農地の境界になり、自己所有農地2筆に、営農型太陽光発電設備を設置します。青色の部分が太陽光のパネルになります。</p> <p>発電施設の規模としましては、3区画に分かれており、太陽光パネル1,269枚、発電出力1区画49kW、合計147kWで約30世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成26年3月に受けており、九州電力との系統連係契約も成立していることを確認しております。</p> <p>転用する部分は、パネルを支える赤丸で示した支柱部分、2筆で138本、0.62㎡、構内引込柱3本0.04㎡、合計0.66㎡です。これが、一時転用する面積になります。</p> <p>次に立面図で説明いたします。(図面掲示 立面図)</p> <p>この太陽光発電設備の下で榊の栽培を行います。太陽光パネルまでの高さは、低いところで2.0m、高いところで3.98mあり、榊は、1.5m間隔で植栽します。</p> <p>植栽平面図をご覧ください。(図面掲示 植栽平面図)</p> <p>この太陽光パネルの下等で、榊を合計813本、植栽し、管理を行います。</p> <p>営農計画では、初年度に約40cmの苗木を813本植栽し、2年度3年度肥培管理を行い、4年目以降収穫し、販売する計画となっています。</p> <p>先程の断面図で、A-Aのラインは、この位置になります。</p> <p>県森林技術総合センターの資料により「定植は1.5mから1.8mの間隔で、10a当たり約350本から450本を植えつける」との記載があることから、本申請の計画は妥当であると考えられます。</p> <p>榊は、一般に挿木から初出荷まで4年以上かかるため、当初の一時転用の期間の3年間では収穫できないということになりますが、4年目の収穫量は10a当たり13.8kgを予定しております。</p> <p>これも先ほどの県森林技術総合センターの資料により「10a当たり2,000本の収穫が見込まれる」とあります。</p> <p>2,000本をkg換算すると、約16kgとなり、この8割は、収穫できる計画となっております。</p> <p>申請人の榊の栽培は初めてですが、近隣において榊6,000本を栽培している人物や他県において、営農型太陽光発電設備を設置している者に指導を得る予定であるなど、営農指導体制も整っております。</p> <p>また、先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる一般社団法人の意見により、申請人の事業計画及び営農計画は適切であるとの意見書も添付されて</p>
------	--

	<p>おります。</p> <p>営農型太陽光発電施設を許可できる条件としましては、1. 転用期間は、認定農業者等が自己の所有農地等を利用する場合等や第2種・第3種農地を利用する場合は10年以内、その他の場合は3年以内であること。2. 支柱は簡易な構造で容易に撤去できるものとする。3. 下部の農地における営農の適切な継続が確実であること。4. 周辺の営農に支障をおよぼさないこと等とあります。</p> <p>本申請は、転用期間は3年間であり、支柱の構造も簡易で容易に撤去でき、申請に係る面積が必要最小限で適正であること、営農計画や知見を有する者の意見書等により、下部農地での営農の適切な継続が確実と認められること、支柱の高さも2m以上であり、下部での農作業を行う必要な空間が確保されていること、申請地は農用地区域の外周部に位置し、被害防除計画により周辺の営農に支障を及ぼさないことを確認しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
8 番 委 員	<p>7ページです。番号5号、住家1棟125.44㎡、庭敷地等442.95㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、一時転用の番号4号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号4の件ですが、収支計画、費用対効果というのは、ちゃんと計画があると思いますが、どれ位の期間でコストを回収して、利益が出るような計画になるのかが分かれば教えてください。</p>
郡 山 支 局	<p>1年目から3年目までは育成期間ということで、収納的なものは見込まれないのですが、4年目以降、榊1本当たり5本、それが813本では4,065本、32.5kgをこの太陽光の下で収穫できる計画ということです。現在、出荷卸が概ね20円程度ということでございます。8万1千円程の当初は見込みでおります。それ以降、木が大きくなるに従いまして、6年目、7年目で10万円近くという形での収益が見込まれるということです。</p>
9 番 委 員	<p>太陽光の使える期限というのはどれ位ありますか。何年間使えるのですか。</p>

郡山支局	3年毎の更新ということで、次回3年後、そして3年後、3年後という形で、営農計画を毎年報告していただきながら、3年毎に更新をさせていくということです。概ね、太陽光につきましては、10年から20年使えるということでございますので、少なくとも6回位の更新はあると確認しているところでございます。
9番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号4号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>8ページ～12ページ 17件</b>	
議長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号の案件が、この第5条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟121.48㎡、庭敷地等348.52㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人畑、西…他人畑、南…渡人畑、他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟106.38㎡、庭敷地等153.62㎡、東・西…他人田、南…貸人田、北…里道、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟69.56㎡、庭敷地等186.44㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、盛土をしていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないと、今後は、このようなことのないよう指導しました。</p> <p>番号4号、貸資材置場900.00㎡、貸車両置場326.00㎡、通路等465.00㎡、東・南…山林、西…他人田、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、貸車両置場420.00㎡、通路等547.00㎡、東…里道、西…水路、南…宅地、他人田、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟52.17㎡、庭敷地等183.83㎡、東…別件5条申請地、里道、西・南…別件農変申請地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号7号、建売住宅1棟96.47㎡、庭敷地等104.53㎡、東…里道、西・南…別件5条申請地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6、番号7につきましては、別件申請の農地利用変更届出と関連がありませんので、18ページの番号1をご覧ください。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年5月1日、工事終了日：令和3年5月31日、周囲の状況：東…里道、別件5条申請地、西…宅地、南…宅地、他人田、北…宅地、別件5条申請地、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、高さ…0.70m、作物…甘しょ、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件につきまして、補足説明いたします。</p> <p>転用内容は、農地の一部を転用し、番号6は一般住宅を建築します。番号7は建売住宅1棟を建築します。5条申請2件の残地に高低差が生じるため、盛土をし、畑として利便性を高めるという内容になります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、住家1棟107.65㎡、庭敷地等162.35㎡、東…他人畑、西・南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、住家1棟51.02㎡、庭敷地等148.98㎡、東…渡人畑、他人畑、西・北…市道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場325.00㎡、駐車場10.00㎡、転回場等534.00㎡、東…雑種地、西…他人畑、南…受人畑、別件4条申請地、宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、車両置場62.50㎡、倉庫22.75㎡、転回場等194.75㎡、東…私道、西・北…県道、南…宅地、他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、過去に資材置場として無断転用されており、現地調査の際も資材置場として使われていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号12号、資材置場123.00㎡、転回場等219.00㎡、東…市道、西・北…他人田、南…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟86.95㎡、庭敷地等305.05㎡、東…他人畑、西・北…貸人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号14号、建売住宅2棟193.77㎡、庭敷地等324.23㎡、東…鉄道用地、西…市道、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟70.00㎡、庭敷地等328.00㎡、東・南…農道、西…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、通路195.00㎡、東…県道、西・北…渡人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、貸車両置場846.00㎡、通路120.00㎡、転回場653.00㎡、東…他人田、西…他人畑、南…河川、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>又、議題7.「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件

13ページ～15ページ 7件

議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>15ページ、番号7号につきましては、7番委員自身が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号7号につきまして、委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号7号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>谷山、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」6件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
-----	---

<b>議題 6. 非農地認定に関する件</b> <b>16 ページ～17 ページ 6 件</b>	
議 長	次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：住家 1 棟、35 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、15 番委員お願いします。
15 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、調査結果：住家 1 棟、63 年経過、現況宅地。 番号 4 号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 5 号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、調査結果：2575-1：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 20 年経過、 現況山林。2575-2：工場 1 棟、23 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「非農地認定に関する 件」6 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題 7. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>18 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 7. 「農地利用変更届出に関する件」の 1 件ですが、先程、議題 4 と併せて審議が終了しております。

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 19ページ～38ページ 48件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>23から24ページ、番号 8 から 11 号につきましては、12 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、12 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>12 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(12 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 8 から 11 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の 23 ページをお願いします。</p> <p>番号 8 号、5 筆とも地目は田、現況は畑、面積は 4,616.00㎡、権利の種類は、使用貸借権、区分：新規。</p> <p>資料の 24 ページをお願いします。</p> <p>番号 9 号、地目は田、現況は畑、面積は 808.00㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号 10 号、2 筆とも地目は田、現況は畑、面積は 620.00㎡、権利の種類は、使用貸借権、区分：新規。</p> <p>番号 11 号、4609-1 は、地目は田、現況は畑、4610、4611-1 は、地目、現況ともに畑、3 筆の面積は 2,377.00㎡権利の種類は、使用貸借権、区分：新規。</p> <p>令和 3 年 3 月 31 日公告予定です。</p> <p>これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9 番委員どうぞ。</p>

9 番 委 員	番号8と11は、同じ方が貸付人になっておりますが、これは、どうして2つに分けたのですか。一緒にはできなかった理由が何かあるのですか。
事 務 局	<p>番号8と番号11は、別々になっているが、1本にできなかったのかというご指摘だと思います。</p> <p>これにつきましては、申請書の提出状況によるのですが、結論から申し上げますと、番号8と番号11が一つの利用集積計画で出てきても、受け付けられる事案だったと思われます。ただ、今回の件に関しましては、番号8の案件と番号11の案件で、それぞれ申請書が出てきました。それぞれ申請書が出てきたからといって、それが内容に明らかな誤りがない限りは、そのまま受け付けざる負えませんので、今回は、番号8と番号11ということで、議題として提出したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
9 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号8から11号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いし、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの44件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の19ページをお願いします。</p> <p>「議案第8号」、令和3年3月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。所有権1件、2筆、1,000.00㎡、賃借権26件、47筆、73,881.00㎡。使用貸借権、21件、48筆、34,028.00㎡。</p> <p>合計、48件、97筆、108,909.00㎡です。</p> <p>なお、資料の20ページから38ページは、農用地利用集積計画の内容、うち38ページは、配分計画を含む内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 2件</b></p>	
議長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、伊敷、7番委員をお願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、犬迫町萩別府地区にあり、伊敷支所から西へ約5.7kmに位置し、東側は渡人畑、西側は宅地、南側は市道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、太陽光発電所</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入一倉町一倉地区にあり、喜入支所から南西へ約4kmに位置し、東側は雑種地、西側は水路、南側は市道、北側は原野に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>事業実施の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題10. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</b>	
議 長	次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、農業用倉庫</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入前之浜町鈴地区にあり、喜入支所から南西へ約5kmに位置し、東・西・南・北側は本人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="379 159 411 192">長</p> <p data-bbox="464 159 1422 232">ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="480 286 788 320">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="435 374 1501 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農業振興地域整備 計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案 どおり、承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="464 584 919 658">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
<b>1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～40ページ 7件</b>	
議 長	<p>報告事項1 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」</p> <p>報告事項2 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の39ページをお開きください。</p> <p>報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。</p> <p>今回の届出件数は、7件、登記地目別では、田21筆、9,980.68㎡、畑5筆、2,560.00㎡、その他0筆、0㎡、計26筆、12,540.68㎡。</p> <p>「取得した事由」は、「相続」が7件、「権利の種類」は、所有権が7件、「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が0件、無が7件です。</p> <p>次の40ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>41ページ～46ページ 17件</b>	
事 務 局	<p>次に、41ページをお開きください。</p> <p>報告事項2、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、「一般住宅」1件、「共同住宅」1件、で合計2件です。</p> <p>42ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき41ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に「一般住宅」12件、「資材置場」1件、「店舗等」1件、「その他」1件で、合計15件です。</p> <p>資料の43ページから46ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

3. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議 長	次に、報告事項3「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項3 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。 表の一番下の合計欄をご覧ください。 まず 二段書きの上の段の1月分については、訪問戸数162戸、うち不在17戸、調査回答戸数147戸、貸出希望5戸52.29アール、借入希望2戸60.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。 次に、下の段の累計については、訪問戸数4,859戸、うち不在479戸、調査回答戸数4,426戸、貸出希望243戸4,942.78アール、借入希望51戸2,180.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績10戸134.91アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。 各地区の実績についてはお目通しをお願いします。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。  本日の議事は、全て終了しました。  (議事終了：午前11時00分)  ここで、皆様にご案内します。4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動がございました。事務局より紹介をお願いします。
事 務 局	・令和3年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月28日（水）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館
事 務 局	令和3年度第1回総会に関するお知らせです。 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、これまで「議題」として取り扱っていましたが、令和2年11月の第8回総会におきまして、令和3年度の総会から「報告事項」とすることで議決いただきました。 よって、来月の第1回総会から、議案書の「報告事項」に農地法第18条第6項の規定による通知を登載することになりますのでよろしくをお願いします。
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。  閉 会（午前11時10分）